

# 平成27年度長崎県献血推進計画

平成27年3月5日

長崎県薬務行政室

## 目次

前文	1
第1節 平成27年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1. 献血に関する普及啓発活動の実施	1
(1) 基本的な考え方	
(2) 具体的な施策	
献血推進キャンペーン等の実施	
長崎県献血推進大会の開催	
献血推進協議会等の開催	
若年層を対象とした対策	
50歳から60歳代を対象とした対策	
企業等における献血の推進対策	
複数回献血者対策	
その他関係者による取り組み	
献血者等の考え方や要望等の把握及び活用	
2. 献血者が安心して献血できる環境の整備	6
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	6
1. 献血の推進に関し、考慮すべき事項	6
(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
(2) 献血者の利便性の向上	
(3) まれな血液型の血液の確保	
2. 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	6
3. 災害時における献血の確保等	6
4. 献血推進施策の進捗状況に関する確認・評価	7
5. 血液製剤の適正使用の推進	7

# 平成 27 年度長崎県献血推進計画

## 前文

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 10 条第 4 項の規定に基づき、県が定める平成 27 年度の長崎県の献血の推進に関する計画である。

## 第 1 節 平成 27 年度に献血により確保すべき血液の目標量

本県で平成 27 年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤及び国から割り当てられた血漿分画製剤用の原料血漿確保目標量（9,909 リットル）を勘案し、平成 27 年度に献血により確保すべき血液の目標量及び献血目標数を以下のとおり設定する。

区 分	全血献血		成分献血		合 計
	200mL献血	400mL献血	血漿成分献血	血小板成分献血	
血液目標量(L)	208	17,508	2,160	4,144	24,020
献血目標数(人)	1,040	43,770	4,500	10,360	59,670

## 第 2 節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

### 1. 献血に関する普及啓発活動の実施

#### (1) 基本的な考え方

- 県及び市町は、国、日本赤十字社長崎県支部（以下「日赤長崎県支部」という。）、長崎県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）等の関係者の協力を得て、より多くの住民に献血に参加していただくため、対象となる年齢層や地域の実情に応じた普及啓発、献血推進組織の育成及び献血の受入の円滑な実施等を行うことにより、治療に必要な血液製剤の確保が善意の献血によって支えられていることを含め、献血への関心を高めるよう努める。
- 日赤長崎県支部及び血液センターは、国、県、市町等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、継続して献血に協力できる環境の整備を行うため、献血者に必要な情報を提供すること等により、献血や血液製剤に関する一層の理解と協力を呼びかけるとともに、献血者等の献血に対する考え方や要望、意見等の把握に努める。

- 県、市町、日赤長崎県支部、血液センター及び医療関係者は、県民に対し、病気や怪我のために輸血を受けた患者や、その家族の声を伝えること等により、血液製剤が患者の医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血の正しい知識や必要性を普及啓発し、又はその普及啓発活動に協力する。

また、少子高齢社会を迎えたことによる血液製剤を必要とする患者の増加や献血可能人口の減少、血液製剤の利用実態等について正確な情報を提供するとともに、献血者等の要望や意見等を踏まえつつ、これらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努める。

さらに、献血時における本人確認や問診の徹底はもとより、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、H I V等の感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、平素から様々な広報手段を用いて、周知徹底を図る。

- 県、市町、日赤長崎県支部、血液センターは、平成 22 年 1 月 27 日に実施された英国滞在歴による献血制限の見直し及び平成 23 年 4 月 1 日に施行された採血基準の改正について、十分に広報を行い、献血への協力を求める。

また、今後の人口動態を考慮すると、献血可能人口が減少すると推定されていることから、将来にわたって、献血者を安定的に確保するため、特に幼少期も含めた若年層、企業や団体、複数回献血者等に対する普及啓発を一層推進する。

加えて、400mL 献血及び成分献血は、献血量を確保しやすくするとともに、感染症等のリスクを低減させるなどの利点があるため、今後も、なお一層の普及啓発を図る。

## (2) 具体的な施策

### 献血推進キャンペーン等の実施

- 県及び日赤長崎県支部は、「愛の血液助け合い運動」(7月)及び「はたちの献血キャンペーン」(1~2月)を市町、血液センターとともに実施し、特に必要性が高い400mL献血及び成分献血の推進並びに普及のため、国から配布されるポスター等を関係者へ提供するとともに、県においてもリーフレット、パンフレット等必要な資料を作成し、関係者へ提供する。市町においては、地域における催し物の機会等を活用して推進活動を行うことが望ましい。
- 県及び市町は、様々な広報媒体を活用し、日赤長崎県支部、血液センターと連携して、献血の推進に関する資料を関係者や住民に提供すること等により、住民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかける。
- 県、日赤長崎県支部及び血液センターは、県民各層に対する献血思想の普及啓発及び献血協力団体の育成を目的として、市町とともに、冬場の献血者確保対策キャンペーンを2月に実施し、400mL献血及び成分献血への理解と協力を求め、献血協力者が減少する冬場の献血者を確保するとともに、新たな献血協力者の開拓を図る。
- 日赤長崎県支部及び血液センターは、県及び市町等関係団体の協力を得て、「愛の血液助け合い運動」(7月)及び「はたちの献血キャンペーン」(1~2月)期間中に、以下に掲げる月間及びキャンペーン関連イベントを実施する

- ア) 「愛の血液助け合い運動」(7月)に関連するイベント
    - ・ 「一日所長行事」の実施
    - ・ 「献血ルームサマーイベントあつかばってん献血ば」の実施
  - イ) 「はたちの献血キャンペーン」(1~2月)に関連するイベント
    - ・ 「はたちの献血」の実施
- 日赤長崎県支部及び血液センターは、県の協力を得て、これからの献血を担う若年層献血者の安定的な確保を目的として、県内の学生献血ボランティアが主催する「全国学生クリスマス献血キャンペーン」(12月)を支援し、学生献血ボランティアの行動をアピールするとともに、献血者が減少する冬場の献血者確保及び献血推進ボランティアの育成を図る。

#### 長崎県献血推進大会の開催

- 県及び日赤長崎県支部は、広く県民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、市町、血液センターとともに、7月に「長崎県献血推進大会」を開催する。
- 同大会において、献血運動の推進に長年にわたり積極的に協力していただいた個人や団体に対し、長崎県知事及び日赤長崎県支部長の感謝状を贈呈し、これまでの献血推進功労に感謝の意を表し、今後の献血運動にもなお一層の協力をお願いする。

#### 献血推進協議会等の開催

##### ア) 長崎県献血推進協議会の開催

- ・ 県は、献血や血液製剤に関する住民の理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、長崎県献血推進協議会を開催する。
- ・ 県は、長崎県献血推進協議会を活用し、日赤長崎県支部、血液センター及び血液事業に関わる民間団体等と連携して、長崎県献血推進計画の策定を始めとして、献血や血液製剤に関わる啓発・教育、献血者・民間献血推進団体の組織化及び組織の育成等の推進を図るものとする。

##### イ) 市町献血担当課長等会議の開催

県は、地域の特性にあった献血事業の推進のため、市町献血担当課長等者会議を開催し、市町への情報提供等に努める。

##### ウ) 薬務担当者会議における献血事業等に係る協議等の実施

県は、県内での献血推進活動で積極的・効果的事例、献血推進上の諸問題等を協議し、今後の献血推進の方策について協議するため、県内保健所の薬務担当者が出席する当該会議において協議等を実施する。

##### エ) 保健所地区献血担当者会議の開催

県は、県内各地域の実情に応じ、各市町における献血事業の取組状況について意見及び情報の交換を図り、地域の特性にあった献血事業の推進に反映させるため、保健所地区献血担当者会議を開催する。

##### オ) 市町献血協力会の開催

市町は、市町内での献血者を組織化し、輸血用血液の確保と献血思想の普及を図るため、県及び血液センターと連携して、市町献血協力会の開催に努める。

#### 若年層を対象とした対策

- 県及び市町は、中学生及び高校生を対象として国が作成する献血について解説したテキスト等の活用に協力するとともに、血液センター、関係団体等との連携を図りながら、中学生及び高校生に献血や血液製剤への理解を深めるための普及啓発を行う。
- 若年層の献血への関心を高めるため、県及び市町は、地域の実情に応じて、血液センター等関係者との連携を図りながら、学校等において、ボランティア活動である献血についての情報提供を行う。
- 若年層への正しい知識の普及啓発と協力の確保を図るため、日赤長崎県支部及び血液センターは、献血に関するセミナーや血液センターの見学会等の開催を推進するとともに、県及び市町はこれらのイベントを積極的に活用してもらえよう学校等に情報提供を行う。
- 県は、中学生及び高校生を対象に献血普及啓発ポスターを募集し、若年層の献血への理解の促進に活用する。
- 平成 21 年 7 月に「高等学校学習指導要領解説保健体育編」に献血に関する記載が掲載されたことにかんがみ、日赤長崎県支部及び血液センターは、県の協力を得て、高校生を対象とした取り組みを積極的に行う。
- 日赤長崎県支部及び血液センターは、県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、大学等における献血の推進を図るとともに、将来、医療従事者になろうとする者に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性について理解を深めてもらうための取り組みを行う。

特に 10 歳代への啓発には、採血基準の改正により、男性に限り 400mL 全血採血が 17 歳から可能となったこと等について情報を伝え、献血の協力を得る。

#### 50 歳から 60 歳代を対象とした対策

血液センターは、県及び市町の協力を得て、50 歳から 60 歳代の層に対し、血液製剤の利用実態や献血可能年齢等について正確な情報を伝え、献血の協力を得る。特に、血小板成分献血について、採血基準の改正により男性に限り 69 歳まで（65 歳から 69 歳までの者については、60 歳から 64 歳までの間に献血の経験がある者に限る。）可能となったことについて情報を伝え、献血者の確保を図る。

#### 企業等における献血の推進対策

- 血液センターは、県及び市町の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、その社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で

企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

- 血液センターは、企業等に対して、特に 20 歳代・30 歳代の労働者の献血促進について協力を求める。

#### 複数回献血者対策

血液センターは、県及び市町の協力を得て、複数回献血者の協力が十分に得られるよう、平素から血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行う体制の充実を図る。また、献血に継続的に協力が得られている複数回献血者とのネットワークの充実や意見交換、サービスの向上を図り、その増加に取り組むとともに、献血の普及啓発活動に協力が得られるように取り組む。

#### その他関係者による取り組み

- 官公庁及び企業等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血について積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇が容易に取得できるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りに努める。
- 県は、県庁職員に対し、ボランティア活動である献血への積極的な協力を呼びかけるため、年間 6 回、血液センターと協力して県庁玄関前へ採血車を配車し、県庁献血を実施する。
- 血液センターに登録された複数回献血協力者である県庁職員が、血液センターからの依頼により成分献血を行う場合には、県は、特別休暇制度の積極的な活用を図る。

#### 献血者等の考え方や要望等の把握及び活用

血液センターは、初回献血者や複数回献血者等を対象にアンケート調査や意見交換を行い、献血者等の献血に対する考え方や要望、意見等の把握に努めるとともに、献血者等の要望や意見等については、県や市町とともに、普及啓発活動や情報提供、初回献血者確保対策などの献血推進に活用する。

## 2. 献血者が安心して献血できる環境の整備

- 血液センターは、献血者の個人情報保護するとともに、採血の業務の管理を適正に行うことにより、採血時の安全性を確保し、採血時の事故に備えるなど、献血者が安心して献血できる環境を整備するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する。
- 血液センターは、献血者の受入れにあたっては献血者に不快な想いを与えないよう、丁寧な対応に心がけ、献血者等の要望や意見を把握するとともに、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血者の受入体制の改善に努める。
- 血液センターは、特に初回献血者が抱えている不安等を払拭することはもとより、

採血の度ごとに、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等についての、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。

- 血液センターは、採血所における地域の特性に合わせた献血者に安心・安らぎを与える環境作り等、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加を図る。

### 第3節 その他献血の推進に関する重要事項

#### 1. 献血の推進に関し、考慮すべき事項

##### (1) 血液検査による健康管理サービスの充実

血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。

##### (2) 献血者の利便性の向上

- 血液センターは、献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、立地条件を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血及び献血受入時間帯の設定等、献血受入体制の一層の整備及び充実を図る。
- 県及び市町は、血液センターと十分に協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の利用等、血液センターの献血の実施に協力する。また、血液センターとともに、献血実施の日時や場所等について、十分な広報活動を行う。
- 県及び市町は、血液センターの献血の実施が円滑に行われるよう、献血実施場所の確保等に関し、関係者に対して積極的に協力を呼びかける。

##### (3) まれな血液型の血液の確保

血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、趣旨を十分に説明したうえで、登録を呼びかける。

#### 2. 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

血液センターは、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、県との連携を図るなどして、早急に所要の対策を講ずる。

#### 3. 災害時における献血の確保等

- 県及び市町は、災害時において献血が確保されるよう、日赤長崎県支部及び血液センターと連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行う。
- 県及び市町は、災害時において、日赤長崎県支部及び血液センターと連携し、献血

により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう必要な措置を講ずる。

- 日赤長崎県支部及び血液センターは、災害時における献血者受入れ体制を構築し、県及び市町と連携して、災害時における献血量の確保に努めるものとする。更に、広域的な大規模災害の発生に備え、血液センター等は災害時等における献血血液の製剤化に支障を来さないための設備の整備に努める。また、災害時には、通信や燃料の流通に支障が生じることが予想されることから、災害時等に備えた複数の通信手段の確保や燃料の確保が的確に行われるよう必要な対策を講ずる。

#### 4．献血推進施策の進捗状況に関する確認・評価

- 県は、日赤長崎県支部、血液センター及び市町の血液事業担当者等と適宜連絡調整会議を開催するなどして、献血推進施策の進捗状況について確認及び評価を行うとともに、血液センターによる献血者受入れ実績及び供給状況等を勘案し、必要に応じ、献血推進施策の見直しを行う。
- 県は、保健所地区献血担当者会議等を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、市町及び献血推進組織等と認識を共有するとともに、必要な措置を講ずる。

#### 5．血液製剤の適正使用の推進

- 県は、血液センター、関係医療機関等の協力を得て、長崎県合同輸血療法委員会による血液製剤の使用適正化のより一層の推進を図るとともに、血液製剤の適正な使用について、医師等の医療従事者の理解を高めるよう努める。
- 医師その他の医療関係者は、血液製剤の適正な使用に努める。